国際獣疫事務局(OIE)連絡協議会開催要領

平成22年4月26日 消費·安全局 動物衛生課

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局 (OIE) は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準 (OIE コード)を作成している。また、WTO の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の措置が、OIE の作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) 加盟国の協議を経て、OIE 総会で採択される OIE コードは、国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、OIE コードの作成又は改正について我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報や意見を交換することが重要である。また、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、OIE 基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行うことも重要である。
- (3) このため、産業界(獣医・畜産関係の生産者団体等)及び学界における 技術者又は学識経験者、アニマルウェルフェア関係者及び消費者並びに 行政機関の間で情報提供と継続的な意見交換を行う場として「国際獣疫 事務局(OIE)連絡協議会」(以下「OIE 連絡協議会」とする。)を開催す る。

2. 通常のメンバー

動物衛生、アニマルウェルフェア又は畜産物安全(特に微生物学的安全)の分野を対象に作成される OIE コードについて、技術的な知見や関連意見を積極的に述べることができる有識者を以下の通りメンバーとして選定する(任期2年、再任可能)。

- ●食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者(3名)
- ●生産者関係団体及び畜産物の製造・流通関連団体からの推薦者(5名)
- ●消費者関係団体及びアニマルウェルフェア関係団体からの推薦者(3名)
- ●農林水産省その他議題に関連する省庁の担当者

- 3. 議題に応じて参集するメンバー
 - 議題に応じて必要があれば専門的立場から積極的に発言ができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定する(最大9名)。
 - ●議題に関連する事業団体等からの推薦者等 (特に希望者がいる場合には選定に当たり考慮する。)

4. 開催方法

- OIE 連絡協議会は、冬(12月~1月)及び夏(6月~8月)の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、OIE 陸生コード改正案についての意見交換、OIE の総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。
- OIE 連絡協議会は、参集メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。 ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障 を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益 もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、事務局の判断で非公開 とすることができる。
- OIE 連絡協議会の資料及び議事概要については、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。なお、議事概要については、発言者を特定しない形で公開する。
- ●傍聴者の募集は別途プレスリリースにより行う。傍聴者には発言権を認めない。

5. 事務局

農林水產省消費·安全局動物衛生課